

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

**グリーン住宅ポイント制度における追加工事交換を伴う場合に係る完了報告期限の延長について
(ご協力をお願い)**

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

グリーン住宅ポイント制度について、下記のとおり、追加工事交換を伴う場合に係る完了報告期限を延長しましたので、お知らせします。

なお、本措置は、令和 4 年 1 月 14 日時点で追加工事交換を利用している方で、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響による資材・設備の供給遅延や労務の遅れの影響により、令和 4 年 2 月 15 日までの完了報告が難しいことについて、期限延長後の完了報告時に申告があった場合を対象としており、既に追加工事交換を解除された方は対象になりませんので、ご了承ください。

また、商品交換にポイントの利用方法を変更したい場合、速やかに「追加工事交換における委任解除合意書」により追加工事交換を解除し、令和 4 年 2 月 15 日までに商品交換を完了してください。商品交換の期限は変更ありませんので、ご注意ください。

記

1. 追加工事を伴う完了報告の提出期限の延長

延長前	延長後
令和 4 年 2 月 15 日	令和 4 年 5 月 31 日

※「新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響による資材・設備の供給遅延や労務の遅れの影響により、令和 4 年 2 月 15 日までの完了報告が難しい」ことについて、完了報告様式に設けるチェックボックスにより申告いただくこととする予定です。なお、期限延長に対応した完了報告様式については、令和 4 年 2 月上旬にグリーン住宅ポイント事務局ホームページに掲載予定です。

制度に関するお問い合わせは、グリーン住宅ポイント事務局までお願いいたします。

(参考) グリーン住宅ポイント事務局ホームページ

<https://greenpt.mlit.go.jp>

- 別添 1 「グリーン住宅ポイント制度の内容について」(更新前後対比)
- 別添 2 「グリーン住宅ポイント制度の内容について」(令和 4 年 1 月 14 日版)
- 別添 3 説明会資料(更新後)

《本事務連絡に関するお問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8510 (夜間直通)

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 潤朗 (内線 39463)

係長 池本 裕一 (内戦 39471)

係長 松山 倫之 (内線 39421)

<グリーン住宅ポイント制度に関するお問い合わせ先>

グリーン住宅ポイント事務局 コールセンター

電話：0570-550-744 (IP電話等からの問い合わせは042-303-1414)

受付時間：9:00~17:00 (土、日、祝日を含む。)